

定 款

社会福祉法人みなと舎

施行	1997年9月11日	法人設立認可
変更	1998年4月25日	基本財産追加
変更	2000年8月9日	事業用語変更 基本財産追加
変更	2002年1月23日	定款準則改正 中核市となり権限委譲 省庁再編による変更
変更	2002年5月1日	新規事業の開始
変更	2003年1月18日	評議員会設置
変更	2003年4月22日	居宅介護事業
変更	2003年8月26日	新規事業開始 (グループホームはなえみ)
変更	2004年3月26日	基本財産追加
変更	2005年3月25日	定款準則改正
変更	2005年9月16日	新規事業開始 (ショートステイゆう)
変更	2006年9月8日	基本財産増 障害者自立支援法施行・全事業移行
変更	2006年11月14日	法人所在地 生活ホームはなえみ事業種別変更
変更	2008年9月12日	はなえみ名称変更・新法移行
変更	2009年5月15日	定款準則改正 基本財産増
変更	2009年9月18日	定款準則改正
変更	2012年3月9日	基本財産増
変更	2013年9月18日	定款準則改正
変更	2013年12月11日	事業目的の追加 (ライフゆう)
変更	2014年3月19日	基本財産増

社会福祉法人 みなと舎 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

医療型障害児入所施設の経営

第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人みなと舎という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県横須賀市芦名2丁目8番17号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 理事のうち1名を常務理事とする。

2 常務理事は、評議員会において選任し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長及び常務理事任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行つ。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告す。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び横須賀市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、13名をもって組織する。

2 評議員会は理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上または監事から、議題に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で決める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の議決に当たって、特別の利害関係にある者は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選出した評議員2名は、評議員会の議事について、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

3 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、家族その他特殊な関係にある者が3名をこえてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残余任期期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

イ 土地

(1) ゆう敷地 3筆 1, 500.91平方メートル

内訳

神奈川県横須賀市芦名2丁目1030番 1, 137.78平方メートル

神奈川県横須賀市芦名2丁目1036番1 288.02平方メートル

神奈川県横須賀市芦名2丁目1030番3 75.11平方メートル

(2) ライフゆう敷地 3筆 5, 748.38平方メートル

内訳

神奈川県横須賀市湘南国際村1丁目3542番25 1,667.09平方メートル

神奈川県横須賀市湘南国際村1丁目3542番46 3,528.73平方メートル

神奈川県横須賀市湘南国際村1丁目3542番80 552.56平方メートル

ロ 建物

(1) ゆう建物	1棟	900.81平方メートル
(2) ショートステイゆう建物	1棟	218.31平方メートル
(3) ケアホームはなえみ建物	1棟	139.94平方メートル
(4) ケアホームはなあかり建物	1棟	135.26平方メートル
(5) ライフゆう建物	1棟	4,750.46平方メートル

内訳

- (1) 神奈川県横須賀市芦名2丁目1030番地・同番地先・1036番地1
養護所 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
- (2) 神奈川県横須賀市芦名2丁目1024番地
寄宿舍 木造スレート葺2階建
- (3) 神奈川県横須賀市芦名2丁目1646番地、1647番地
寄宿舍 木造スレート葺平家建
- (4) 神奈川県横須賀市芦名2丁目2566番地1
寄宿舍 木造スレート葺平家建
- (5) 神奈川県横須賀市湘南国際村1丁目3542番25、46、80
病院 鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階建

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、横須賀市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横須賀市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付けが行う施設整備のための資金に対する融資と合わせて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求のあった場合には、正当な理由があった場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種 別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
地域生活支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、横須賀市長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、横須賀市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横須賀市長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人みなと舎の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	瀧 川 郁 子
理 事	中 野 征 子
理 事	松 田 直
理 事	内 野 十三郎
理 事	江 川 文 誠
理 事	野 坂 義 彦
理 事	飯 野 雄 彦
監 事	小 林 信 篤
監 事	野 崎 貴 彦